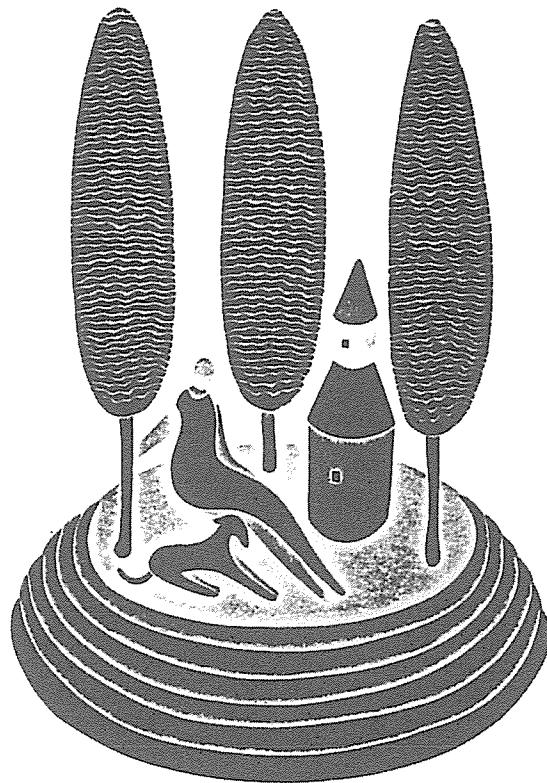


文書管理通信

No.45

1999年

7-8月



莊園

目次

<特集>

- 栃木県内の情報公開・文書管理動向 2
－栃木県・宇都宮市・鹿沼市・今市市－

<雑誌・新聞情報>

- 雑誌 15
情報公開法関連記事 21
新聞 22
<編集後記> 23

特 集

栃木県の情報公開・文書管理動向

－栃木県・宇都宮市・鹿沼市・今市市－

はじめに

いま、栃木県内では情報公開に関する活発な動きが起こっている。下野新聞が栃木県内各市町村長に行なった調査（「県議・市町村長101人アンケート」1999.2.18朝刊）では、まだ情報公開制度を実施していない市町村のうち1町が「検討していない」と回答した以外すべての未実施団体が「検討中」と回答している。

栃木県内における情報公開条例、要綱の制定状況は以下のとおりである。

	団体名	施行時期
条例制定団体	栃木県	S 61.10. 1施行
	宇都宮市	H元. 4. 1施行
	鹿沼市	H 9. 7. 1施行
	小山市	S 62. 7. 1施行
	高根沢町	H10. 4. 1施行
	今市市	H11. 4. 1施行
	佐野市	H11. 4. 1施行
	真岡市	H11. 7. 1施行
	壬生町	H11. 7. 1施行
	足利市	H11. 7. 1施行
要綱制定団体	栃木市	H 7.10. 1施行
	大田原市	H10. 4. 1施行
	矢板市	H11. 4. 1施行

情報公開条例、要綱の制定以外にも栃木県内では、条例の改正や運用の見直し、情報公開制度を契機とした文書管理改善等様々な試みがなされている。

今回、栃木県、宇都宮市、鹿沼市、今市市を取り材した。

1 栃木県

1-1 栃木県の情報公開制度

栃木県は全国的にもまだ情報公開制度が一般的ではなかった昭和61年に栃木県公文書の開示に関する条例を施行した。

現在の栃木県の情報公開制度において注目すべきは文書検索の手段の緻密さである。情報公開相談室には栃木県が情報公開制度をスタートさせて以来、保存保管文書台帳と索引目録が備えられ県民が自由に閲覧できるようになっている。この索引目録には起案単位での文書表題が掲載されており、個々の文書の特定が可能である。県民からの「○○に関する文書」という請求に対しては担当職員が対応し、県民の求める文書を特定することになっている。



また、情報公開相談室では様々な行政資料が実費で販売されており、県民が1冊まるごと必要な行政資料があった場合、コピー代よりも安価に情報を入手することが可能である。

更に、栃木県は平成9年7月より情報公開相談室へのコピー機の持込みを認めており、県民は請求した文書が公開された場合には自由にコピーが可能である。これは、栃木県が大量の文書のコピーを必要とする請求者の要求に応えたものである。

情報公開制度は、条例の内容とその運用によってその質が決まる。栃木県は運用面で様々な工夫をしながら制度を実施してきた。しかし、運用による対応だけでは時代の流れによって変化してきた県民の要求に応えきれないと判断し、栃木県は条例そのものの見直し作業を開始した。

1-2 栃木県行政改革大綱（第2期）

栃木県における栃木県公文書の開示に関する条例の見直しは行政改革大綱（以下「大綱」）によって位置づけられている。平成7年10月に策定された「大綱」をもとに進められてきた栃木県の行政改革は平成10年度にその第2期に入った。第2期は平成12年度までと期間が区切られ、その「県民参加による県政」のなかに「情報公開制度の見直し」が位置づけられているのである

る。「大綱」には「改善の内容及び検討の方向」として以下のように述べられている。

「より公正で開かれた県政を推進するため国における情報公開法制の動向等を踏まえ、制度の見直しを検討する。」

1-3 情報公開のあり方に関する意見書

上記「大綱」に位置づけられた情報公開制度を見直すため、栃木県は平成10年8月に貴志浩三宇都宮大学学長を会長とする14名の委員から構成される栃木県情報公開懇談会を設置し、6回の会議（資料1）を開催した。その結果は「情報公開のあり方に関する意見書」（以下「意見書」）として、平成11年3月26日、知事に提出された。「意見書」の構成は以下のとおりである。

第1 情報公開制度のあり方に関する基本的な考え方

第2 制度見直しに向けての意見

第3 実施機関の拡大に向けての意見

以下にこの「意見書」の「第2 制度見直しに向けての意見」、「第3 実施機関の拡大に向けての意見」を紹介する。なお、「意見書」においてはそれぞれの項目について「説明」が加えられているがここでは省略した。

第2 制度見直しに向けての意見

資料1 栃木県情報公開懇談会における検討経過

回 数	開催年月日	審 議 内 容 等
	平成10年8月17日	栃木県情報公開懇談会発足
第1回	平成10年9月25日	(1) 会長及び副会長の選任 (2) 会議の進め方 (3) 情報公開制度の目的
第2回	平成10年10月30日	(1) 情報公開制度の目的（継続） (2) 対象情報の範囲 (3) 請求権者の範囲
第3回	平成10年11月29日	(1) 県民の意見を聴く会 (2) 請求から決定までの手続
第4回	平成10年12月18日	(1) 請求から決定までの手続（継続） (2) 非開示事項のあり方
第5回	平成11年1月22日	(1) 救済手続 (2) 文書の管理 (3) 出資法人等の情報公開の推進
第6回	平成11年2月16日	意見書案の検討
	平成11年3月26日	知事あて意見書提出

栃木県情報公開懇談会「情報公開制度のあり方に関する意見書」（平成11年3月26日）

1 条例の名称

条例の名称は「栃木県情報公開条例」にすること。

2 制度の目的

情報公開を求める権利が憲法の基本理念を踏まえたものであることを明らかにするような規定を盛り込むこと。特に「行政機関の県民に説明する責務」については目的に明記するとともに、「知る権利」についてもその趣旨を踏まえた規定とすること。

3 請求権者の範囲

請求権者の範囲については、現行の県民に限定する規定を見直しその拡大を図ること。

4 対象情報の範囲

- (1) 磁気情報等文書以外の記録媒体に記録された情報についても対象とすること。
- (2) 「決裁」、「収受」といった事務手続の形式を問わず、実施機関が保有する情報についてはすべて対象とすること。

5 非開示情報のあり方

- (1) 開示・非開示の枠組みと裁量的な開示
例外的に非開示とされる事項の定め方については、公開の原則がより明確になる規定とともに、非開示事由に該当する情報であっても、この規定によって保護される利益に優先する公益上の理由など公開することが求められる特別の事情がある場合は比較衡量の上開示することができるとする、いわゆる裁量的開示の規定を設けること。

(2) 個人に関する情報

- ① ただし書口の「公表することを目的として作成し、又は取得した情報」は「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」という表現に改めること。
- ② 個人に関する情報であっても、開示することを必要とする公益上の理由など、特別の事情との比較衡量の結果、開示することができる規定にすること。
- ③ 公務員の職務遂行に関する情報につ

いては公開を求める要請が強いと認められるので、そのプライバシーの保護にも留意しながら、公開について、特別の取扱いをする規定を設けること。

- ④ 個人が識別されなくとも、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報については、その部分を除いて開示する旨の規定とすること。

(3) 法人等に関する情報

いわゆる非開示特約情報の規定を置く場合には、この特約が付されることによって非開示とされる情報の範囲が必要以上に拡大されることのないように、特約の合理性を担保するための規定を置くほか、運用に当たっては開示請求権を不当に制限することのないように十分留意すること。

(4) その他の非開示情報

その他の非開示事項については、非開示情報の範囲が客観的かつ類型的に明示されるように条文の規定を整備すべきである。

(5) 存否に関する情報

請求に係る情報について、その存否を含め応答を拒否することができるとする規定を置く必要性については認めるものであるが、運用に当たってはこの規定が濫用されることのないように十分留意すること。

また、応答を拒否する場合には理由を明示するとともに、これを行政処分と位置づけ行政不服審査法及び行政事件訴訟法の対象となることを明らかにすること。

6 請求及び決定の手続

(1) 請求手続

請求者の利便性を考慮した請求手続について、今後も引き続き検討すること。

(2) 公文書不存在の場合の処理

請求に係る公文書が存在しない場合は、非開示決定と同様に処理し、救済手続の規定が適用されること。

(3) 第三者保護に関する手続

請求に係る公文書に第三者に関する情報が記載されている場合には、その利益を保護するための規定の整備を行うこと。

(4) 事案の移送

請求に係る公文書が他の実施機関により作成された場合など、他の実施機関が開示等の決定をすることが適切であると認められるときは、事案の移送を行うことができる規定を新たに設けること。

(5) 大量の開示請求に関する期限の特例

請求に係る公文書が著しく大量であるため、定められた期間内にそのすべての開示等の決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、当該期間内に相当部分の開示等の決定をし、残りの部分は決定をするために合理的と認められる期間内にするものとする規定を設けること。

7 閲覧及び複写の方法

磁気情報等が開示請求の対象になることによって新たに生じる閲覧及び写しの作成などの技術的な課題については、請求者の利便性に配慮して引き続き検討すること。

また、視聴覚障害者からの開示請求に対しても、その権利が十分尊重されるように必要な措置を講じること。

8 制度運用に要する経費

制度運用に要する経費は今後とも県費（県民の負担）とすることを原則とし、請求者に負担を求める場合には開示請求権を不当に制限することのないように配慮すべきである。

9 救済手続

公文書開示審査会による審査方法については、迅速な救済が図られるように努めること。

10 文書の適正管理

情報公開制度を円滑に運用するため、文書を適正に管理する責務規定を設けるとともに、別途文書の管理に関する条例を制定すべきである。

11 情報公開施策の総合的な推進

情報公開に関する施策を総合的に推進するため、次のような措置を講じること。

① 県民に対して情報公開制度の周知を徹底するとともに、実施機関の職員に対する研修を充実するなど実施機関の体制を整備すること。

② 要請が強いと認められる情報は、必ずしも請求権者からの公開請求がなくても閲覧できるようにするなど情報提供施策を充実し県民の利便性の向上を図ること。

③ 情報公開制度の運用に関して、実施機関に対して建議を行う権能を有する第三者機関を設けること。

12 出資法人、財政支援団体の情報公開の推進
県が出資する法人や県が継続的に財政的な支援を行っている団体についても、情報公開を推進するための施策を講じること。

13 情報公開請求権の適正な行使
情報公開請求権を行使する場合には、この制度の趣旨に沿って適正に権利行使しなければならない旨の規定を置くこと。

第3 実施機関の拡大に向けての意見

1 公安委員会（警察）

公安委員会（警察）も、国に準じて早い時期に実施機関として情報公開を実施すべきである。

2 議会

議会については、自らが積極的に情報公開を推進するための施策を講じることを期待する。

栃木県はこの提言を受け、その内容を最大限尊重しつつ「大綱（第2期）」の最終実施年度である平成12年度制度化をめざし、条例改正作業に取り組んでいる。

1-4 栃木県の人口・世帯数・面積

人 口……2,007,610人

世帯数……659,792世帯

面 積……6408.28km²

2 宇都宮市

2-1 宇都宮市公文書公開条例運用の見直し

宇都宮市は、昭和61年10月要綱による情報公開を実施し、平成元年4月1日には宇都宮市公文書公開条例を施行した。その後10年が経過し、宇都宮市は社会情勢の変化や情報公開法制定の動きに対応するため平成10年3月に運用の見直しを決定し、同年4月1日から実施した。その内容は、以下のとおりである。

公文書の公開基準について

1 目的

食料費、交際費及び旅費に係る公文書について、公開の可否判断に係る条例の解釈、運用を見直し、公開の範囲を拡大することにより、情報公開の充実を図る。

2 公開基準の概要

(1) 新たに公開とする情報

- ア 外形的事実に関する情報（会議名、開催場所）
- イ 公務員の職務執行上の情報（他自治体等の職員の肩書、氏名）
- ウ 民間人の職務遂行上の情報（当該民間人が営む事業活動、当該民間人が属する法人その他団体を代表して行う活動の際の法人等代表の肩書、氏名）
- エ 債権者に関する情報（名称及び代表者名、住所、電話番号）

(2) 従来どおり非公開とする情報

- ア 公開すると、プライバシーを侵害するおそれがある情報

【例】個人の肩書・氏名

- イ 公開すると、当該法人等に不利益を与えることが明らかである情報

【例】債権者の印影、口座情報

- ウ 公開すると、相手方等との信頼関係や友好関係を損ない、交際事務の適切な執行を著しく困難にすると認められる情報

【例】交際費における交際相手方個人の肩書・氏名等

- エ 内密な協議、交渉を目的とし、これを公開すると事務事業に著しい支障を生じると認められる情報

【例】地権者との用地交渉、企業誘致

(3) 事項別の基準

別紙のとおり（資料2）

3 実施時期及び適用文書

平成10年4月1日作成、取得分から実施

2-2 公文書公開条例の改正及び個人情報保護条例の制定に向けて

更に、宇都宮市は平成12年度を目指とした公文書公開条例の改正及び個人情報保護条例の制定に向けての準備作業を行なっている。その主な検討項目は以下の通りである。

個人情報保護について

- ・自己情報開示等、自己情報コントロール権への対応
- ・個人情報の一層の保護・適正管理

公文書公開条例について

- ・電磁的記録の取扱い
- ・手続規定の整備
- ・対象公文書の範囲、請求権者

平成10年、府内には個人情報保護及び情報公開制度改正の方針に関する検討を役割とした宇都宮市個人情報保護・情報公開検討委員会が設置された。更に、個人情報保護・情報公開の方針に関して、市民の意見を聴くため平成11年度には懇談会を設置する予定である。

2-3 宇都宮市の人口・世帯数・面積

人 口……441,650人

世帯数……166,184世帯

面 積……312.16km²

（平成11年4月1日現在）

【食糧費及び旅費】

記載事項			食糧費	旅費		
肩書・氏名	公務員等	本市		普通旅費	費用弁償	
		附属機関委員等	○		○	
		(肩書)	○		○	
		(氏名)	○		○	
	民間人	法人等代表	○		○	
		私人	●		●	
旅行先・会議等の開催場所			○	○	○	
旅行(開催、支出)年月日、時間			○	○	○	
支出金額			○	○	○	
支出内訳、数量、単価等			○	○		
債権者 (支出先)	名称、住所、電話番号		○			
	印影		●			
	口座名・番号等		●	●	●	

○=従来から公開 ○=見直し後、新たに公開 ●=従来どおり非公開 □=該当なし

【交際費】

記載事項			慶弔		懇談経費		賛助金等		広告・会費		雑費			
			香料	供物・生花	御見舞	接伴	会費	広告	賛助金	会費	贈答品・土産等	その他		
内容、目的			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
相手方	個人の肩書・氏名等		●	●	●	●	●					●		
	団体・機関等の名称		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
事業・会議等の開催場所						○	○							
開催・支出年月日			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
支出金額			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
支出内訳、数量、単価等				○		○					○	○		
債権者 (支出先)	名称、住所、電話番号			○		○					○	○		
	印影			●		●					●	●		
	口座名、番号等			●		●					●	●		

○=従来から公開 ○=見直し後、新たに公開 ●=従来どおり非公開 □=該当なし

3 鹿沼市

3-1 鹿沼市情報公開条例施行までの流れ

平成9年7月1日、鹿沼市情報公開条例が施行された。条例施行までの流れは以下の通りである。

昭和60年

10月 行政改革大綱策定「情報公開の検討」

平成元年

12月 市議会予算要望事項「情報公開制度の実施を図ること」

以降毎年度予算要望あり

平成2年

5月 事務能率推進委員会を設置し、情報公開制度の検討を行う。

平成3年

4月 ファイリングシステムの導入

平成5年

12月 市議会予算要望事項「情報公開制度の実施を図ること」

平成8年度の実施に向けて努力する旨回答する。

平成7年

先進都市視察

平成8年

1月 鹿沼市情報公開懇談会設置

7. 1 鹿沼市情報公開懇談会提言書提出

7. 2 鹿沼市議会へ提言書（写し）送付し検討依頼する。

8. 5 鹿沼市議会より回答 市の条例案の素案を元に検討したい。

検討委員会（各会派幹事会）で検討する。

9.27 幹事課長会議で条例（案）を提示、各部局での検討依頼する。

10.22 市長協議

11.12 幹事課長会議で条例（案）を提示する。

11.21 部長会議で条例（案）の説明を行う。

11.25 鹿沼市議会に条例案を送付し検討を依頼する。

12.10 鹿沼市議会各会派幹事会に条例案を説明

する。

12.13 各種行政委員会及び監査委員に実施機関となるよう要請する。

平成9年

1.17 情報公開講演会 宇都宮大学教授

杉原弘修先生

管理職を対象

2. 5 情報公開研修会

～7 係長職以上の職員を対象

3. 4 条例案市議会提出・可決（3.21 可決）

4. 1 条例公布

5. 20 情報公開説明会

～22 係長以上の職員及び文書取扱主任

6. 10 広報かねまに情報公開の特集記事掲載

6. 13 審査会委員委嘱

6. 17 小・中学校長会情報公開説明会

6. 情報公開ハンドブック配布（500部作成）
情報公開パンフレット配布（2,000部作成）

7. 1 条例施行

3-2 鹿沼市情報公開条例の特徴

鹿沼市は、実質1年半の準備の後、平成9年に情報公開条例を施行したのである。この条例において特徴的なのは以下の5点である。

①対象文書を「当該実施機関が管理しているもの」と定め、決裁又は供覧手続の終了を公開の条件としている点（第2条）

②あえて対象文書に「電子計算組織から出力されたもの及び図面を含む」と明記している点（第2条）

※ 現時点では鹿沼市においても電子情報そのものは公開対象とはしておらず、対象となるのはあくまでそこから出力された紙文書である。しかし、ここにあえて「電子計算組織」という文言を明記したのは今日の行政組織における電子情報の位置、将来的な公開対象範囲の拡大を意識したものである。

③議会も対象にしている点（第2条）

④「公開しないことができる情報」である「個

人に関する情報」から「公務員の職務遂行に際して記録された情報に含まれる当該公務員の役職及び氏名のうち公開することが公益上必要と認められるもの」を除外している点（第6条）

⑤検索資料の作成を義務づけている点（第15条）

更に象徴的であるのは、平成9年度に鹿沼市が作成した「鹿沼市情報公開ハンドブック」の巻末に以下のような文章が添えられている点である。

「このハンドブックは、時代の変遷に伴う市民の要望の変化や社会の変化に対応した制度にし、かつ、そのように制度を運用していくため、随時変更を加えていくものである。」

これは、鹿沼市が情報公開制度を固定化したものとは捉えていないことを意味している。

3-3 鹿沼市個人情報保護条例

「市民の皆さんの氏名、住所、家族構成などプライバシーに関する情報で、特定の個人が識別できるものを『個人情報』といいます。

この制度により、市では市民の皆さんからお預かりしている個人情報の取扱いについてお知らせするとともに、市民の皆さんは自分の個人情報を見たり、訂正を求めたりすることができます。」

以上は、鹿沼市が平成11年1月に作成したパンフレット「あなたのプライバシーを守るために個人情報保護制度のあらまし」の冒頭部分である。鹿沼市は情報公開条例を施行した18か月後の平成11年1月1日、鹿沼市個人情報保護条例を施行した。

通常、情報公開条例において「個人情報」は非開示となる。鹿沼市情報公開条例においてもその第6条で「公開しないことができる情報」として「個人に関する情報」を指定している。つまり、情報公開条例では本人に関する情報であってもそれを得ることは難しいのである。従って、行政が自分に関するいかなる情報を有し、どのような使い方をしているのか、またその内

容が正しいか否かをその本人が判断することができない。

上記の理由から鹿沼市は、情報公開条例と個人情報保護条例は一対のものととらえ、この2つの条例をほぼ同時期にスタートさせた。鹿沼市は個人情報保護条例の施行にあたって以下の対応を実施している。

- ①個人情報取扱事務登録簿の作成・閲覧
- ②個人情報収集の制限
- ③個人情報の適正な管理
- ④個人情報の利用・提供の制限

これによって市民は自分に関する個人情報について、市に「開示」「訂正」「削除」「目的外利用等の中止」を求める権利を手にしたのである。

3-4 鹿沼市的人口・世帯数・面積

人口……93,772人

世帯数……29,165世帯

（平成11年4月1日現在）

面積……313.30km²

（平成元年11月10日現在）

4 今市市

4-1 今市市情報公開条例

今市市は平成11年4月1日、今市市情報公開条例を施行した。条例制定の過程において特に議論が重ねられた点は以下の点であった。

- ・「知る権利」と「説明責任」
- ・非公開情報（特に公務員情報）
- ・対象となる機関（議会、外郭団体）
- ・対象文書（電磁的記録）
- ・費用

このような議論の結果制定された今市市情報公開条例の特徴は以下の通りである。

- ①目的規定である第1条に「知る権利」「説明責任」を明記している点（第1条）
- ②議会も実施機関としている点（第2条）

③対象文書に「電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）」を含めている点（第2条）

※ 具体的な公開方法については「今市市情報公開条例施行規則」第4条2に以下のように定められている。

2 条例第11条第2項に規定する電磁的記録についての方法は、次のとおりとする。

(1) 電算処理情報のうち、電算処理のプログラムにより紙に出力できるものについては、当該出力した紙の閲覧及び写しの交付により行う。

(2) 前号の規定にかかわらず、実施機関は、当該実施機関が技術的に対応することができる場合は、その方法により閲覧又は写しの交付をすることができる。

更に、「今市市情報公開事務取扱要領」「第9 公開の方法」の「2 写しの交付方法」においては次のように定められている。

(2) 電磁的記録

ア 紙に出力可能なものは、前号に準じて写しの交付を行うこと。

イ 紙に出力しなくても技術的に対応可能な場合には、フロッピーディスク等に複写することにより交付することができる。

④対象文書を「当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」とし、決裁又は供覧手続の終了を公開の条件としていない点（第2条）

⑤請求権者を「何人も」と定めている点（第5条）

⑥「非公開情報」である「個人に関する情報」から「公務員（中略）の職務遂行に際して記録された情報に含まれる当該公務員の氏名のうち公開することが公益上必要と認められるもの及び当該公務員の職名」を除外している点（第7条）

⑦外郭団体の情報公開についても「その性格及び業務内容に応じ、外郭団体の保有する情報の公開及び提供が推進されるよう、情報の公開に關し必要な措置を講ずるものとする」との規定を設けている点（第18条）

このような特徴をもつ情報公開条例をより適切に運用するため今市市は文書管理の徹底的な改善を実施している。無論、適切な文書管理は情報公開のためだけに必要なわけではない。そこには事務改善という目的もある。

4-2 今市市の文書管理

今市市における文書管理システムは昭和44年に構築されたものであった。当時、日本中で市町村の合併が行なわれ、好景気を背景に各地に新庁舎が建設されていった。この様な状況の中地方自治体におけるファイリングシステム構築ブームが起こったのである。今市市が文書管理システムを構築したのはそのような時期であった。

しかし、この時期にシステムを構築した地方自治体の多くがそうであるように時の経過とともに今市市の文書管理システムもその機能を充分果たさなくなっていました。今市市の文書管理上の問題点は以下のようなものであった。

- ・原則としてバーチカルファイルによって管理されるべき文書が簿冊にまとめられるケースがふえてきた。
- ・本来、廃棄されるべき文書が廃棄されず、文書が書庫や事務室に氾濫するようになった。
- ・他人が作成した文書の検索が困難になり、文書の共有化が崩れつつあった。
- ・文書を区分するために採用していた文書分類番号が形骸化し、有效地に機能しなくなった。

今市市は、これらの原因が従来の「文書管理システムの使いにくさ」に起因するものと判断し、平成9年度から文書管理システムの再構築に取り掛かった。

今市市において情報公開制度の実施が文書管理を見直すきっかけとなったのである。

4-3 今市市の文書管理システム再構築作業

今市市の文書管理システム再構築作業は、平成9年5月8日に総務課長を班長とし、各部の幹事課庶務担当係長をメンバーとする文書管理システム検討班（以下「検討班」）を設置することから始まった。検討班は5月26日から9月24日までの約4か月間に6回の会議と県内の3市の視察を行ない（資料3）、9月には「文書管理システム検討班 結果報告書」（以下「報告書」）をまとめた。

「報告書」では現状の文書管理システムにおける9つの項目（①収受／②文書分類番号／③発送／④ファイル形式／⑤保管／⑥保存／⑦廃棄／⑧保存年限／⑨職員研修）について現状分析がなされ、その改正案が提示されている。

その中で最も大きく変更、改正された点は、②文書分類番号、④ファイル形式、⑤保管である。以下は「報告書」における上記②④⑤の

「現状」「問題点」「改正点」である。

「文書分類番号」

現状

文書を区分するための番号で、大まかに事業の種類ごとの番号が決められている。この番号に当てはめていくことで文書を区分し検索や保管等に活用している。（割付方式）

文書を収受したときには、文書処理カードを貼付し、分類番号を総務課でつけている。

問題点

どの分類番号に当てはまるかわかりにくい人によって分類番号が変わってしまう

分類番号が形骸化し、現状（実際の事務）とあっていない

分類番号が結果として検索しにくくしている

職員が分類番号を各課の番号と捉えてしまっている

課によって使える分類番号に偏りがある

分類番号から文書を検索することが難しい

資料3

文書管理システム検討経過

月 日	名 称	主 な 内 容	備 考
5月8日	文書取扱主任者会議	<ul style="list-style-type: none">文書管理システム検討班の設置文書管理の問題点及び現状の洗い出し	
5月26日	栃木市視察(検討班事務局)	<ul style="list-style-type: none">栃木市の文書管理について	
5月29日	文書管理システム検討班会議(第1回)	<ul style="list-style-type: none">文書管理の現状と課題今後の日程	
6月17日	アンケートの実施	<ul style="list-style-type: none">人口規模が同程度で情報公開を実施している全国98市と先進地3市に実施 回収数91件 回収率90.1%	
6月26日	文書管理システム検討班視察(班員)	<ul style="list-style-type: none">宇都宮市及び小山市の文書管理視察	
6月27日	文書管理システム検討班会議(第2回)	<ul style="list-style-type: none">視察結果について各部の現状報告	
7月9日	文書管理システム検討班会議(第3回)	<ul style="list-style-type: none">アンケート結果について洗い出しに基づく個別の見直しについて	
7月18日	文書管理システム検討班会議(第4回)	<ul style="list-style-type: none">今後の方向性について文書分類基準表について	
8月12日	文書管理システム検討班会議(第5回)	<ul style="list-style-type: none">文書分類基準表について新しいシステムについて様式について	
9月24日	文書管理システム検討班会議(第6回)	<ul style="list-style-type: none">文書管理システム検討班会議検討経過文書管理システムの再構築(まとめ)様式について文書管理規程の改正について	

(「文書管理システム検討班 結果報告書」平成9年9月)

同じ番号の書類が数多くあり、検索するのが容易でない

分類番号が文書を区分しにくくしている
改正点

分類番号表を使用し当てはめていく割付方式は、文書区分の目安になり、有用に思われるが現実には業務の拡大や新規事業などにより様々な問題点が生じやすくなってしまう。そこでこの文書分類番号表を廃止し、担当者が事業ごと、保存年限ごとに細かく設定したファイルを作成し（約1センチくらい）、それをまとめ上げていく積み上げ方式を採用する。

「ファイル形式」

現状

文書分類番号に基づき、ファイルを作成している

事業ごとに簿冊にしている

問題点

一つのファイルが厚くなり、文書を検索しにくい

簿冊では保存年限が異なる文書が混在してしまい廃棄ができない

区分が大きくどの文書がどこにあるのか担当者でないとわからない

会検や外郭団体のことを考えると簿冊の方が便利だ

事業課では年度ごとではやりにくい

改正点

検索が容易にできるように原則として個別フォルダを使うこととする。細分化したファイルを（担当者が）各課でまとめ第1ガイド、第2ガイドを作成する。

簿冊は、台帳や時系列的にどうしても必要なものなどとし、あくまでも例外とする。

「保管」

現状

基本的にキャビネット、ロッカーを係ごとに使用している

また、机やロッカー等の上も利用している
問題点

個人で文書を抱えてしまう 机等のスペースが狭くなってしまう

担当者でないとどこに保管してあるかわからない

キャビネットが少ないため、常時保管する場所が不足している

改正点

縦4段のキャビネットを使用し、上2段に現年度の文書、下2段に前年度の文書を保管する。

細分化したファイル、第1ガイド及び第2ガイドを基にファイル基準表を作成し、どのような文書をどこに保管するか、明確にしておく。

ファイル基準表は、それぞれ2部作成し、1部は担当課、1部は総務課で保管することとする。

なお、ファイル基準表は、次年度以降文書区分の目安として使用することができる。

以上の改正点をまとめると以下の通りとなる。

①原則として文書は個別フォルダー（パーテカルファイル：1フォルダー50～60枚程度）によって管理し、簿冊によって管理するものは例外とする。

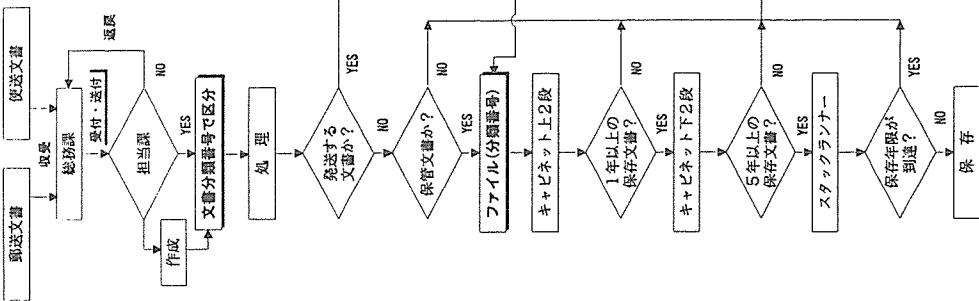
②従来使用していた割付式の文書分類番号は廃止し、各担当がそれぞれのフォルダーをグループ化することによって第2ガイド（中分類）、第1ガイド（大分類）作成する。

③②の分類、フォルダーネ名、個々のフォルダーの保存年限、移し替えの時期・場所等を記載したファイル基準表を作成する。

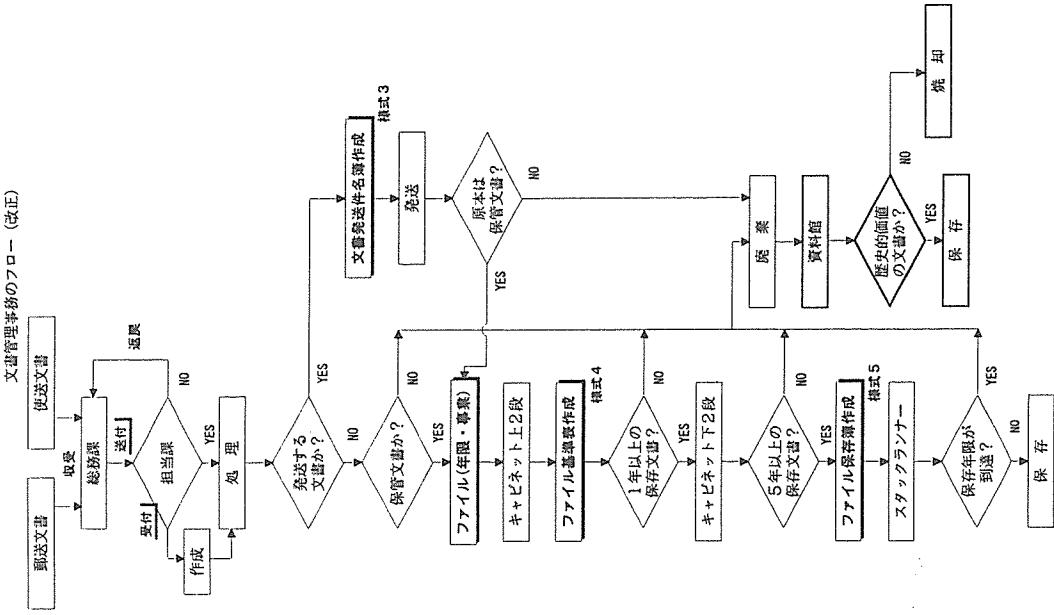
これらを始めとする様々な改正を行ない、今市市は文書管理事務の再構築に取り組んでいる（資料4）。重要な点は、今市市が個々の担当職員の「実行しやすさ」を念頭においている点である。無論文書管理は全庁的に統一したルールが必要である。しかし、その枠の中でいかに「実行しやすさ」を実現するかということがシ

資料 4

文書管理事務のフロー（現行）



文書管理事務のフロー（改正）



(「文書管理システム検討班結果報告書」平成9年9月)

ステムの構築及び維持の最大のポイントである。この今市市の考え方が如実にあらわされているのが「文書管理の手引」における「7 文書分類のポイント」である。この章は5つの項目から構成されている。

- (1)判断基準は「保管単位（課）」
- (2)分類は、業務担当者が中心
- (3)「理論」だけではうまくいかない
- (4)始めから完璧を目指さない
- (5)「序列」を重視する

これらから伺えることは、「担当職員それぞれが作成した分類が結果として使いにくければ、個々の担当職員が手直しをする」ということである。これは、割付方式による分類では困難なことである。

地方自治体において発生する文書の多くは毎年同じものである。しかし、全く同じではない。文書管理システムの崩壊は、多くの場合「昨年度は発生しなかった文書」によって引き起こされる。つまり、担当がどの分類に入れるべきか判断に迷うのである。従来の分類で当てはまるものがあるのか、それとも新たな分類項目を作成すべきなのか…。この繰り返しの結果、分類は形概化していく。

今市市が文書管理改正の中で決定したファイル基準表は毎年度改正されながら何年か後には最善のかたちに落ち着くであろう。しかもそこには各担当が最も悩む個々の文書の保存年限も示されているのである。

取材の際に文書担当課から「各課からはいろいろ質問もありますが基本的なルールを前提としたうえで『一番やりやすい様にやって下さい』と回答するようにしています」というお話を伺った。これが、今市市の文書管理システム再構築の基本なのである。

4-4 今市市の人口・世帯数・面積

人 口……63,091人

世帯数……19,936世帯

面 積……242.56km²

(平成11年4月1日現在)

さいごに

今回、栃木県、今市市、宇都宮市、鹿沼市を取材させて頂き痛感したことは、正にいま地方自治体の文書（情報）のもつ意味が大きくかわろうとしているということである。

既に述べたように文書管理は情報公開制度のためにのみ存在しているわけではない。しかし、栃木県内に限らず情報公開制度の実施を契機として文書管理を見直す市町村が多いことも事実である。更に今日では従来の文書管理が対象としていた紙文書以外の記録（電磁的記録等）の存在も無視できる状況ではなくなってきている。更に、情報公開制度にしても、条例を制定すればそれで終わりではない。情報公開周辺の環境は、時の流れとともに移り変わっていくからである。その環境の変化に対応するために多くの地方自治体が条例の制定、運用の見直し、条例の改正等様々な動きをみせているのは周知の通りである。

いま、地方自治体においては記録や情報、文書をいかに管理するのかということだけではなく「地方自治体の記録、情報、文書とはいいったい何なのか」という組織としての位置づけが求められているのではないだろうか。

今回取材させて頂いた栃木県、宇都宮市、鹿沼市、今市市については特に当編集室が注目した点にのみスポットをあててある。従って、この4団体がここに紹介した内容以外のことはないということではない。

本稿執筆中の1999年5月7日、情報公開法が成立した。

雑誌・新聞情報

雑誌

掲載目次のうち太字で書かれたものについて
は20ページに記事紹介を掲載しております。

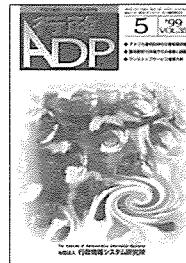
目次紹介

「行政&ADP」

社団法人 行政情報システム研究所
TEL (03)3640-3211



VOL. 35
NO. 4
1999年4月号
(通巻410)



VOL. 35
NO. 5
1999年5月号
(通巻411)

<随想>

●行政情報化の使命

<アメリカの内国歳入庁(IRS)における行財政改革>

<平成10年度 特殊法人情報化基本調査結果の概要>

<町ごとテレビでインターネット>

—NCTV™とCATVインターネットを利用した自治会ネットの実例—>

<第30回 海外行政ADP調査団報告>

●海外における行政情報化の動向(2)

<ネットワーク社会における電子文書の潮流(10)>

—まとめ—>

<新刊紹介>

●地方自治体における情報化の研究

—情報技術と行政経営—

<資料>

●霞が関WANについて

<政治・経済を見つめて(213)>

●戦後日本「吉田中内閣」の功罪

<システム化のコツ(65)>

●『囲い込み』のプロセスを考える！>

<System's Eye>

●統 デジタルカメラ活用術

<パソコン初級ユーザ塾(34)>

●プレゼンテーション入門(その7)

<都市に関する断章 第85回>

<Talk & topics>

<波瀬万丈 第83話>

<最近の動き>

<IAISインフォメーション>

<随想>

●通勤電車

<アメリカ連邦政府の文書管理研修>

<「行政電子化推進フォーラム」における基調講演>

●行政電子化の意義と課題

<共通課題研究会中間報告について>

<行政情報化に関する「11年度取組方針」の策定及び「共通実施計画」の改定>

<ワンストップサービス整備方針の策定>

<政治・経済を見つめて(214)>

●プラス成長実現への条件はこれだ

<システム化のコツ(66)>

●デジタル革命の落とし穴(1)

<System's Eye>

●米国短信

<パソコン初級ユーザ塾(35)>

●プレゼンテーション入門(その8)

<都市に関する断章 第86回>

<Talk & topics>

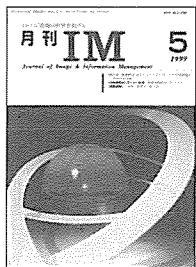
<波瀬万丈 第84話>

<最近の動き>

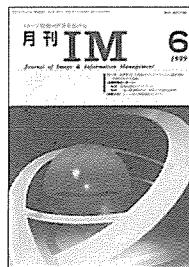
<IAISインフォメーション>

「月刊 IM」 社団法人 日本画像情報マネジメント協会

TEL (03)3254-4671・4672



1999-5月号
第38巻 第5号
通巻第340号



1999-6月号
第38巻 第6号
通巻第341号

<ケース・スタディ>

- 光ディスクとPCサーバで全社情報の共有化を実現
—統合文書管理システムPana MDSのご紹介—
- <法務委員会レポート No.38>
- 情報公開法について(1)
- <マイクロ写真の基礎 Q and A-29>
- 青焼き図面など色の付いた画像の鮮明な撮影方法について(1)
- <連載読物>第3回
●ちょっとだけ面白い? “奇奇” 管理学
- <報告>
- AIIIM/IMCインターナショナル副会長
Paul Carman (ポール・カーマン) 氏来日
- <連載>第5回・最終回
- 記録メディアの法的証拠性
- <ニュース・アラカルト>
- 第26回KBM総会開催される、コダック(㈱本社移転とBIS事業部名称変更、記録史料の保存を考える会研究会、日本図書館協会資料保存研修会、第3回 DJIエグゼクティブセミナー開催される
- <新製品紹介>
- LEDプロッタ「KIP2720」、マイクロフィルムスキャナー「ScanStationシリーズ」、電子帳票システム「SEARCHIVIEW」
- <JIIMA NEWS>
- <IM編集委員から>

<ケース・スタディ>

- 文書館のマイクロフィルム撮影事情
- <マイクロ写真の基礎 Q and A-30>
- 青焼き図面など色の付いた画像の鮮明な撮影方法について(2)
- <法務委員会レポート No.39>
- 情報公開法について(2)
- <法務委員会レポート No.40>
- 「電子帳簿保存法」対応COM作成基準
- <連載読物>第4回
●ちょっとだけ面白い? “奇奇” 管理学
- <海外事例>
- ドイツ ポスト 一マンハイム ドイツ
- <お知らせ>
- JIIMA規格制定について
- <随想>
- 「イギリス個人主義? 体験の記」
- <コラム>第3回
●プレハブ小屋
- <ニュース・アラカルト>
- ARMA International会長来日記念セミナーを6月に開催、(㈱ジェイ・アイ・エム「ISO9001」取得、(㈱セント役員選任
- <新製品紹介>
- 手形・小切手用高速スキャナーリーダー「SR-7000M」、Mac.対応高速CD-R/RWドライブ「リコームPT040SEM」、日立「DVDライブラリアレイ装置」
- <JIIMA NEWS>
- <IM編集委員から>

「情報管理」

科学技術振興事業団
TEL (03)5214-8415



VOL. 42
NO. 1
Apr. 1999



VOL. 42
NO. 2
May. 1999

特集：電子出版・電子図書館

- 巻頭言：『情報管理』誌Web版電子出版にあたって
- 「電子出版・電子図書館」の特集に際して
- 対談：わが国における学術情報の電子出版事情
- 論文：電子図書館と著作権
- 解説：デジタル・オブジェクト識別子（DOI）
- 紹介：電子図書館の進展と学術情報サービスの将来—NACSIS-ELSを事例として
- 紹介：電子図書館に未来を託す
- 講座：情報の電子化技術—入門から応用まで
　　[第1回] 電子化された情報—デジタルコンテンツの現状
- 歴史における日本の近代科学技術体制：
　　1. 後発国による近代科学技術の受け入れ
- データベース余話：10. CISについて
- マンガ「ことばの泉」：知る知る見知る 電子図書館
- 電子出版のデスクトップ：蝶板とスタイルス
- 国際会議案内
- PIN UP
- 海外文献紹介
- 編集後記

- 論文：知的財産権をめぐる最近の状況
- 報告：21世紀をめざす新国立図書館の誕生：フランス国立図書館トービック館見学記
- 報告：パソコンでの全文検索システムの構築実験と活用の可能性
- 紹介：食品成分データベース
　　—WWWによる食品成分DB検索・利用システム—
- 講座：情報の電子化技術—入門から応用まで
　　[第2回] デジタルコンテンツの作成技法
　　—HTML—
- 歴史における日本の近代科学技術体制
　　2. 岩倉使節団がみた19世紀末の欧州の科学博物館
- データベース余話：11. ADONISのこと
- 情報便利屋の日記：「作業」と「仕事」
- マンガ「ことばの泉」：知る知る見知る 2000年問題
- 電子出版のデスクトップ：文房四宝
- 情報界のトピックス
- PIN UP
- 海外文献紹介
- 編集後記

ちょっとお時間いいですか？

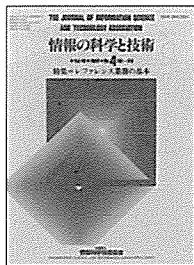
1999年4月6日の「朝日新聞」夕刊に歴史研究者網野善彦氏の「博物館等の独立行政法人化 転換期こそ長い目で」が掲載された。ここで網野氏は博物館等の独立行政法人化に反対して論を展開している。氏は、社会の大転換に伴う歴史資料の急速な破壊、消滅を憂いた後に「転換期の急速な進展に対処するためには、ことは急がなければならない。とすれば、人員の整理による効率化どころか、むしろすぐれた学芸員・研究者の人員を大量に増やして、これらの諸機関（博物館、美術館、研究所等：編集室注）の充実をはかるこそ急務といえよう。」と述べている。

行政の「効率化」は極めて重要な課題である。しかし、「効率化」という観点ではそもそも存在し得ない、行政でしかできない事業の存在の有無をじっくり検討する必要があるのではないか。

「情報の科学と技術」

社団法人 情報科学技術協会

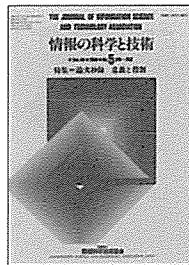
TEL (03)3813-3791



VOL. 49

1999

NO. 4



VOL. 49

1999

NO. 5

特集=レファレンス業務の基本

- 特集「レファレンス業務の基本」の編集にあたって
- レファレンス業務の基本
- レファレンス・インタビューの技術：事例から
- レファレンス事例による研鑽と経験の蓄積・共有化
—三多摩レファレンス探検隊の活動とその意義—
- 人的ネットワークによるレファレンス業務支援
「レファレンス・メーリングリスト」の活動
- インターネット時代のレファレンス業務—アジア経済研究所の事例と役立つインターネット・サイトの見つけ方—
- レファレンス評価の手法：ALA レファレンスと成人サービス評価委員会編集の「マニュアル」紹介とその部分訳
- 投稿：ARLはSPARCプロジェクトを通して学術出版における競争を促進する
- 連載：INFOSTA談話室(16) 特許情報と文献情報
- 1998年度情報検索基礎能力試験 合格者発表
- 1998年度データベース検索技術者認定試験
1級合格者発表
- 1998年度データベース検索技術者認定試験
2級合格者発表
- INFOSTA Forum(99) 情報と人の架け橋 “東京湾アカライン”
- 書評・新刊紹介
- 協会だより
- 編集後記
- 「情報の科学と技術」原稿執筆の手引き

特集=論文抄録 意義と役割

- 特集「論文抄録 意義と役割」の編集にあたって
- Chemical Abstracts (CA) の抄録
—その歴史と現在—
- 全文テキストよりはるかに優れた特許抄録
- 著者抄録の重要性と投稿規定における指示の比較
- 英文抄録作成法：世界へ向けての情報発信
- 自動抄録の現在と電子図書館
- INFOSTA Forum(100) 情報今昔
- 書評・新刊紹介
- 協会だより
- 編集後記

「地方自治コンピュータ」

社団法人 地方自治情報センター
TEL (03)5214-8004



VOL. 29
1999-4月号
NO. 4



VOL. 29
1999-5月号
NO. 5

<随想>

- 地域情報化の推進と県政について
- <特集／住民サービスシステム>
- 地域情報化施策の概要について
- 青森県地域情報サービス「ハローNETあおもり」について
- 北見地域図書館ネットワークシステムについて
- 在宅健康管理システムについて
- マイタウンあつぎ情報システムの概要について
- 市民コミュニケーションシステム
- 標茶インターネットプロジェクトの取り組みについて

- 葛尾村「マルチメディアビレッジ事業」

- 地域情報化推進のポイントと留意点

<時の動き>

- コンピュータ<世纪末>論（下）～集中と分散の究極＝メインフレームの終焉～

<こんにちは>

- 多摩市情報管理課です

<健康情報>

- エイズウイルスは何処から来たのか

<まとりくす>

- ビジネスマンとダイエット

<情報政策室からのお知らせ>

<地方自治情報センターからのお知らせ>

- 入会の御案内

- 教育研修部からのお知らせ

- 「平成10年度研究開発成果説明会」の開催について

<編集後記>

<随想>

- 21世紀の情報流通産業に向けて
- <特集／各省庁の情報化施策>
- 自治省における情報化施策の概要
- 総務省における行政情報化施策の概要
- 文部省における情報化施策の概要
- 農林水産省における情報化施策の概要
- 平成11年度情報化関連予算の概要
- 運輸省における情報化施策の概要
- 郵政省における地域情報化施策の概要
- 建設省における情報化施策の概要
- <時の動き>

- 真の価値は《オープンソース》—“Linuxバブル”にだまされるな—

<こんにちは>

- 神奈川県葉山町企画課情報管理係です

<ミニ情報>

- 「全国地域情報化推進会議－情報化フェスター」開催のお知らせ

<健康情報>

- がん予防のための食生活

<まとりくす>

- 現代・親子・金

<情報政策室からのお知らせ>

<地方自治情報センターからのお知らせ>

- 入会の御案内

- 教育研修部からのお知らせ

- 「平成10年度研究開発成果説明会」の開催について

- OAライブラリィ・メールサービスの御案内

- 人事異動について

<編集後記>

雑誌記事紹介

ネットワーク社会における電子文書の潮流(10)

一まとめー

東京経営短期大学 経営税務学科教授 野口正雄

PDFを中心に電子文書の機能とその利用法を解説してきた連載の最終回。さらに新しい潮流として、文書を生成から利用・保管、そして廃棄にいたるまでの全工程にわたって管理するシステムについて解説する。

1 SGMLとPDFの位置付け／2 SGMLとHTML／XML／3 電子文書の新しい潮流／3-1 企業の統合的な電子文書管理の概念／3-2 電子文書統合管理のニーズ／3-3 共通文書体系の利点／4 新しい電子文書の潮流の象徴としての電子文書管理システム／4-1 電子文書管理システムの特徴／4-2 DocsOPENの基本機能／4-3 ビジネス上の利点・効果／4-4 DocsOPEN等の利用 「行政&ADP」4月号

アメリカ連邦政府の文書管理研修

ARMA東京支部 理事会議長 小谷允志

米国の連邦政府各省庁の職員に対する文書管理研修は国立公文書館記録管理局(NARA)が法律に基づいて実施している。そのきめ細かな研修の内容を紹介している。

はじめに／ワシントン地区での研修／I.文書管理担当官及びその他管理職向けクラス／II.各課文書担当キーマン、ファイル管理者向けクラス／III.文書管理担当官及び各課文書担当キーマン向け研究会／IV.文書管理担当官及び各課文書担当キーマン向け特別講習／地方での文書管理研修／文書管理研究年次大会／おわりに 「行政&ADP」5月号

共通課題研究会中間報告について

総務庁行政管理局 行政情報システム企画課

総務庁において開催している「共通課題研究会」により公表された「共通課題研究会中間報告—電子文書の原本性確保方策を中心として—」の概要を紹介する。

共通課題研究会中間報告の概要／1 検討の背景／2 検討の対象／3 電子文書の原本性確保方策／4 今後の検討の進め方／参考／行政情報化推進基本計画の改定について(抄)／行政情報化推進共通実施計画(抄)／平成10年度における行政情報化の取組方針(抄) 「行政&ADP」5月号

行政情報化に関する「11年度取組方針」の策定及び「共通実施計画」の改定

総務庁行政管理局 行政情報システム企画課

「行政情報化推進基本計画の改定について」に基づき策定された「平成11年度行政情報化取組方針」と、改定された「行政情報化推進共通実施計画」の解説と

全文。

1 社会と行政の接点の情報化(行政サービスの向上)／2 行政部内の情報化／3 行政情報化のための基盤整備／資料／平成11年度における行政情報化の取組方針／行政情報化推進共通実施計画

「行政&ADP」5月号

マイクロ写真の基礎 Q and A

富士写真フィルム㈱ 金澤勇二

マイクロフィルムの分光感度とフィルターの効果についての解説の1回目<29>、2回目<30>。

1. 分光感度 「月刊IM」5月号
2. フィルター効果 「月刊IM」6月号

記録メディアの法的証拠性(第5回・最終回)

記録・史料管理研究所代表 松本吉之助

「記録メディアの法的証拠性」を執筆するにあたっての、筆者の基本的な考え方について論じている。

「月刊IM」5月号

ケース・スタディ

文書館のマイクロフィルム撮影事情

和歌山県立文書館主事 龍野直樹

平成5年4月に設置された和歌山県立文書館は、設置直後から収蔵古文書のマイクロフィルム化に取り組んできた。その経緯や目的などを紹介する。

1. はじめに／2. 委託以前の撮影状況／3. マイクロフィルムからみる文書館／4. 文書館の撮影で考慮すべきこと／5. おわりに 「月刊IM」6月号

地域情報化施策の概要について

自治大臣官房情報政策室企画係長(兼)指導係長

根塚剛

平成11年度における自治省の地域情報化施策の概要について、「地方行財政重点施策」をもとに解説する。

1. はじめに／2. 地域の情報化の「推進に関する指針」／3. 平成11年度地方行財政重点施策／4. おわりに 「地方自治コンピュータ」4月号

自治省における情報化施策の概要

自治大臣官房情報政策室企画係長(兼)指導係長

根塚剛

平成11年度における財政支援策等、自治省の情報化施策の概要について紹介する。

1. はじめに／2. 平成11年度地方行財政重点施策の概要／3. 平成11年度情報化関連施策における地方財政措置等について／4. 地域情報化施策の概要／5. 行政情報化施策の概要／6. 西暦2000年問題への対応／7. おわりに 「地方自治コンピュータ」5月号

情報公開法関連記事

情報公開法に関する論説や解説、特集記事等の見出しを掲載しました。

発行日	新聞名	記事見出し
H.11.3.21	中日新聞(朝)	特殊法人なぜ対象外? 中区 情報公開法シンポに100人 (※名古屋市中区)
H.11.4.11	毎日新聞(朝)	「情報公開法」を活用する人養成 東京で初の講座
H.11.4.18	毎日新聞(朝)	社説 情報公開法 もう回り道は許されない
H.11.4.21	朝日新聞(朝)	行政文書の整理 7省庁が未着手 情報公開制度 対応の遅れ目立つ
H.11.4.28	静岡新聞(朝)	表層深層 情報公開に厚い「官の壁」 法案で風穴あくか 防衛秘など抜け道も
H.11.4.28	静岡新聞(朝)	情報公開利用手順 入手希望の内部文書請求 直接出向くか郵便で
H.11.4.28	下野新聞(朝)	情報公開法案成立へ どこまで見える「壁の裏」 警察情報など例外規定ネック
H.11.4.28	下野新聞(朝)	情報公開法案 官僚の情報独占に待った 不開示の裁量拡大に懸念
H.11.4.28	朝日新聞(朝)	情報公開法案参院委で可決 沖縄にはなお不満 不服提訴、地元で出来ず
H.11.4.29	朝日新聞(朝)	情報公開法案 参院可決、成立へ 開示は省庁の裁量非公開相次ぐ恐れ
H.11.5.3	毎日新聞(朝)	情報公開法 不可欠な「知る権利」
H.11.5.4	静岡新聞(朝)	情報公開、準備にばらつき 25省庁・機関アンケート
H.11.5.4	下野新聞(朝)	大半が総数など「不明」 情報公開で中央省庁調査 ずさんな行政文書管理
H.11.5.4	下野新聞(朝)	情報公開 準備ばらつく 省庁などアンケート チーム設置、半数以下
H.11.5.7	静岡新聞(夕)	情報公開法成立 文書管理指針作成急ぐ 最長保存期間は30年
H.11.5.7	中日新聞(夕)	「沖縄」の扱い棚上げ 情報公開法成立 『不服訴訟』再検討も
H.11.5.7	読売新聞(夕)	不満あるけど使いこなそう “情報公開のサムライ” 養成 市民団体の講座に熱気
H.11.5.7	毎日新聞(夕)	原則公開、どこまで 問われる各省庁の姿勢
H.11.5.7	毎日新聞(夕)	情報公開 「沖縄で提訴できぬとは」 不開示不服 地元から不満の声
H.11.5.8	下野新聞(朝)	論説 情報公開法成立 制度の質高める努力を
H.11.5.8	下野新聞(朝)	公開姿勢、省庁に温度差 情報公開法アンケート 交際費食糧費 前向き回答相次ぐ
H.11.5.8	中日新聞(朝)	社説 新時代を拓く道具を磨こう 情報公開法
H.11.5.8	中日新聞(朝)	核心 情報公開法成立 省庁の対応 開示範囲は「運用次第」 文書管理指針作成が本格化
H.11.5.8	中日新聞(朝)	「情報隠し」不信隠せず 公開法成立 運用監視が必要 中部の市民団体 住民側も努力を
H.11.5.8	朝日新聞(朝)	情報公開法成立 ここがポイント 「知る権利」どこまで
H.11.5.8	朝日新聞(朝)	使ってこそ市民の制度 情報公開法成立を語る 国民主権の基礎固める
H.11.5.8	朝日新聞(朝)	社説 使いこなす力を養おう 情報公開法成立
H.11.5.8	朝日新聞(朝)	情報公開法成立 関連政令、来月以降に 審査会委員の人選焦点
H.11.5.8	読売新聞(朝)	解説と提言 情報公開法が成立 原則公開の精神徹底欠く可能性
H.11.5.8	読売新聞(朝)	情報公開法—どんな内容? 活用のいろは 国の機関 大半が対象
H.11.5.8	読売新聞(朝)	どう変わる情報公開社会 上 「官」主導 崩す武器 国民、政治家に使う責務
H.11.5.8	読売新聞(朝)	情報公開法成立 文書整理、透明度左右 分類次第で骨抜きにも
H.11.5.8	毎日新聞(朝)	社説 情報公開法 密室行政との決別を期待
H.11.5.8	毎日新聞(朝)	情報公開法 成立 画期的制度も運用次第 膨大な「秘」文書
H.11.5.11	読売新聞(朝)	どう変わる情報公開社会 下 国と地方 “二本立て” 「多元化」は議論の好機
H.11.5.13	毎日新聞(朝)	記者の目 情報公開法の成立 党略絡み見直し不十分 国民は制度鍛え上げよ
H.11.5.14	読売新聞(朝)	政治に言い分 官房機密費なぜ非公開 不開示の乱発で法骨抜きの恐れ
H.11.5.15	読売新聞(夕)	子どものニュースウィークリー 情報公開 見せて下さい 役所の書類
H.11.5.16	中日新聞(朝)	ニュースを斬る 質問箱 中央省庁情報開示請求法は 大臣あてに書面で
H.11.5.20	毎日新聞(朝)	記者の目 情報公開法の成立 市民が「発信源」加速へ 記者も力量問われる

※……………編集室注

対象新聞：「静岡新聞」「下野新聞」「中日新聞」「朝日新聞」「読売新聞」「毎日新聞」「日経産業新聞」「自治日報」
対象期間：1999.3.21～1999.5.20

新聞

文書管理または情報公開、文書館に関する見出しを掲載しました。
太字の記事については次ページに抄録を掲載しています。

発行日	新聞名	記事見出し
H.11.3.23	下野新聞(朝)	大戦占領下の邦字紙保存 インドネシア国立図書館
H.11.3.26	下野新聞(朝)	情報公開条例制定案を可決 真岡市議会が閉会 (※栃木県真岡市)
H.11.3.27	静岡新聞(朝)	自治体のホームページ開設倍増 パソコン通信は減少
H.11.4.2	下野新聞(朝)	情報公開条例初日に2件請求 佐野市 (※栃木県佐野市)
H.11.4.2	朝日新聞(朝)	退庁時 机の上は滑走路 文書の管理法変えたら… 情報公開準備浦和市役所
H.11.4.2	朝日新聞(朝)	情報公開指針案 行政文書をファイル管理 検索窓口・ネットで
H.11.4.3	読売新聞(朝)	特許電子図書館オープン 情報4000万件、「ネット」で提供 通産・特許庁
H.11.4.4	下野新聞(朝)	食糧費・旅費情報公開 県、職員名開示へ方針転換 条例見直し前に実施 (※栃木県)
H.11.4.16	自治日報	住民票の広域交付など 住基ネット法案審議入り
H.11.4.16	自治日報	コンピュータ2000年問題 自治体の対応状況
H.11.4.16	中日新聞(夕)	電子商取引の安全確保 ネット社会 政府が行動計画 『署名』の法整備 年度内着手
H.11.4.21	静岡新聞(朝)	今秋から住民票の写しと印鑑登録証明書を自動交付 静岡市役所と南部公民館で
H.11.4.23	下野新聞(朝)	県個人情報懇が初会合 条例導入へ活発な議論 (※栃木県)
H.11.4.24	朝日新聞(朝)	病院に「電子カルテ」 厚生省が導入決定 瞬時の送信が可能に 個人情報保護に課題
H.11.4.25	静岡新聞(朝)	行政経費を30%削減 10年間で 文書の電子化推進 政府案 規制緩和も着実に実行
H.11.5.7	中日新聞(朝)	情報公開拡大へ条例改正 知事会見 自身の交際費含め検討 6月議会に提案 (※愛知県)
H.11.5.7	朝日新聞(朝)	情報公開条例 市町村の75%未制定 本社調査 手つかずは過半数
H.11.5.7	中日新聞(夕)	情報公開法が成立 官僚の独占国民が監視 だれでも開示請求可能 施行、2001年に
H.11.5.8	下野新聞(朝)	情報公開法が成立 国の文書を原則開示 運用面での懸念残す
H.11.5.8	中日新聞(朝)	情報公開請求年60万件超す 情報自由法66年に成立 先駆的な米国
H.11.5.8	毎日新聞(朝)	自治体で条例化が加速 開示対象機関も拡大へ (※情報公開)
H.11.5.12	毎日新聞(朝)	情報公開法 施行準備室が発足
H.11.5.13	毎日新聞(朝)	情報公開条例 手数料無料化を検討 24市町が公開条例施行 (※静岡県)
H.11.5.17	読売新聞(朝)	出番減る 印鑑 サインや暗証番号に 決裁短縮に稟議書廃止 行政も簡素化へ必要性見直し
H.11.5.20	朝日新聞(朝)	黒磯市 情報公開条例制定へ 6月議会に提案し審議 (※栃木県黒磯市)

※……………編集室注

対象新聞：「静岡新聞」「下野新聞」「中日新聞」「朝日新聞」「読売新聞」「毎日新聞」「日経産業新聞」「自治日報」
対象期間：1999.3.21～1999.5.20

県個人情報懇が初会合 条例導入へ活発な議論

個人情報保護条例の導入を目指し栃木県が設置した、県個人情報保護懇談会の初会合が4月22日、県公館で開かれた。同懇談会は県内各界の学識経験者15人で構成。県の内部討議で作成した「県個人情報保護制度の素案」をたたき台に議論を行い、今年9月中に知事に意見書を提出する。県側は①制度の基本的な考え方②県が取り扱う個人情報の保護対策③事業者が扱う個人情報保護対策などを盛り込んだ素案を説明した。

(下野新聞 4月23日 朝刊)

情報公開拡大へ条例改正 知事会見 自身の交際費含め検討 6月議会に提案

神田真秋愛知県知事は5月6日、定例会見上で、見直しを進めている情報公開制度について、自身の知事交際費を含めてできるだけ広く開示する方向で検討していることを明らかにした。公務員の公務に関する個人情報の公開、開示できる文書の範囲の拡大を視野に検討、公文書公開条例の一部改正案を6月議会に提案する見通しであるとのこと。

(中日新聞 5月7日 朝刊)

情報公開条例 市町村の75%未制定 本社調査 手つかずは過半数

自治省によると、平成9年4月1日現在、情報公開条例（要綱を含む）をもつ市町村は510で、全体の約16%。朝日新聞社は未制定だった市町村から無作為に100サンプル（13市、70町、17村）を抽出し、この1年間の動向を調べた。新たに条例を公布したのは、7市（1市は要綱）と4町、1村の計12市町村だった。そのうち「知る権利」を明記したのは5市町。全体を推計すると、条例がある市町村は1年で300余り増えたとみられる。

(朝日新聞 5月7日 朝刊)

情報公開法が成立 官僚の独占国民が監視 だれでも開示請求可能 施行、2001年に

情報公開法が5月7日午後、衆院本会議で全会一致で可決、成立した。施行は「公布から2年以内」と定められており、2001年になる見通しで、今後、政府内の準備作業が本格化する。同法は昨年3月に政府が国会に提出以来、衆参両院での修正を経て、約1年2か月ぶりの成立となる。同法は、外国人や法人を含め、だれに対しても開示請求権を認めているのが特徴。また、フロッピーなどの電子情報や録音テープも開示対象としている。「知る権利」の明文化は見送られた。

(中日新聞 5月7日 夕刊)

情報公開条例 手数料無料化を検討 24市町が公開条例施行

国の情報公開法が成立したのを受け、静岡県は5月12日、条例全体の見直しの中で、手数料についても無料化を含め検討することを明らかにした。今年の2月定例議会で、石川嘉延知事が同法成立後に条例見直しに入ることを表明していた。

静岡県内の市町村のうち24市町は既に情報公開条例を施行し、残る50市町村も条例施行予定を決めたか条例作りを検討している。

(毎日新聞 5月13日 朝刊)

編集後記

今回の特集いかがだったでしょうか。栃木県、宇都宮市、鹿沼市、今市市の情報公開条例の制定、運用の見直し、情報公開を契機とした文書管理の改善等についてご紹介致しました。いま、これらの動きは全国的な動きとなりつつあります。

本誌執筆中の1999年5月7日、情報公開法が制定されました。施行は2年後との見通しのようです。これまで国の動向を見守ってきた都道府県、市町村も一気に動き出すことでしょう。

益田耿明

「毎日新聞」3月23日付朝刊の「読めば読むほど」によると、毎日新聞では市区町村を表記する場合、道府県庁所在地と政令指定都市の場合、所属する道府県名を省くきまりになっているそうです。当編集室では以前、新聞記事紹介欄の注記はどの程度まで必要か検討しました。例えば、見出し中に「真岡市」とあった場合、同字体の市は他には存在しないので、栃木県真岡市ということは特定できます。しかし、分かりやすさという点で、この場合注記は必要と判断しました。三井岳夫

文書管理通信 No.45.1999.7-8 (隔月発行)

発行日………1999年 7月 1日

発行人………八木 弘恭

発行所………文書管理通信編集室

〒420-0804 静岡市竜南2丁目11-43

アクト・オムビル

(株)工業複写センター内)

TEL (054) 248-4611

FAX (054) 248-4612

中性抄用紙 (冷水抽出法pH6.5~7.5) 使用

発行部数 1000部

表紙:望月通陽「円周の羊 望月通陽作品集」(1996.12.10 新潮社)より